

令和3年度 出雲市立大津小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成30年5月策定

令和元年8月改訂

令和3年3月一部改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

【いじめの定義】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ問題の基本的認識】（教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識）

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは、発達期の子どもに甚大な影響を及ぼすものである。
- ④ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑥ いじめは、被害者だけでなく、観衆や傍観者も含めた所属集団の構造上の問題である。
- ⑦ いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得るもので、様々な態様がある。
- ⑧ いじめは、その行為や態様により、暴行、恐喝、強要等犯罪行為として取り扱われる場合もある。
- ⑨ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、防止や解消に向けて一体となって取り組む問題である。

【教職員のいじめに対する基本姿勢】（職職員としてなすべきこと）

- ① いじめを見抜く感性を磨く。
- ② 不安や悩みを受容する姿勢をもつ。
- ③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める。
- ④ 心の居場所づくりに努める。
- ⑤ 一人一人の心の理解に努める。
- ⑥ いじめは許さないという学級風土をつくる。
- ⑦ 個性を認め合う学級経営に努める。
- ⑧ いじめを受けた子どもを最後まで守り抜く。
- ⑨ 教師間で連携・協力して問題解決にあたる。
- ⑩ 子どもや保護者からの声に誠実に応える。

本校教職員は、前項のいじめに対する基本的認識と基本姿勢をしっかりと意識し、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合には、組織的に適切で迅速な対処を行う。さらにその再発に努める。

2 いじめの未然防止のための取り組み

◎いじめを起こさない環境づくり

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

① 子どもたちのまなざしと信頼

- ・子どものよきモデルとなり、慕われ、信頼される教職員
- ・子どもの困った時に悩みを打ち明けられる関係

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

- ・気軽に話ができる職場の雰囲気と、教職員の共通理解
- ・子どもたちと向き合う時間を確保



有効に機能する校内組織、様々な問題へ対応できる体制を構築し、すべての児童が安全な生活空間・居場所としての学校づくり

③ 「自尊感情」「自己存在感」「自己有用感」を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- ・他者とかかわる機会の工夫、一人一人のよさや違いを認め合う仲間づくり

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

- ・自発的・自治的な活動（児童会活動等）によるいじめの防止や解決法の提示
- ・異学年交流、縦割り班活動の推進

⑤ 情報モラル・セキュリティ教育の取組の推進

- ・学年に応じた情報モラル・セキュリティ教育の位置づけ

◎いじめに向かわない児童の育成

命や人権を尊重し豊かな心を育てる

① 人権教育の充実

② 道徳教育の充実

③ 理解教育の充実

- ・特別支援教育への理解を進める指導
- ・特別な支援や配慮を要する児童へのいじめ防止

④ 体験活動の充実

児童の主体性に支えられた授業作り

わかる喜び、学ぶ楽しさが実感できる授業の展開

保護者や地域への働きかけ

①学習公開

②学校、学年・学級だより等

3 いじめの早期発見に向けての取り組み

いじめの早期発見のために、以下の取組を行う。

いじめの早期発見

担任外からの発見

- ・ 保護者の訴え・地域からの情報
- ・ 本人からの申し出
- ・ 他児童からの情報

担任による発見

信頼関係の構築（小さなサインを見逃さず、いじめを見抜く力を高める。）

- ・ 日々の観察...子どもがいるところに教職員がいることを目指す。
 - 個人レベル...服装、顔色・元気さ、体の不調、一人での行動、過度の笑顔など
 - 学級レベル...悪口、冷やかす、陰口、無視、はやしたてる、物がなくなる、集団から孤立、閉鎖的な小集団など
 - 学校レベル...他教員・養護教諭からの情報
- ・ 集団を見る...学級内のグループと人間関係を把握。気になる言動があれば、適切な指導と関係修復を行う。（集団の中で配慮を要する子どもに気付く。）
- ・ コメントのやり取り...日記、連絡帳などの活用により、子どもや保護者と良い関係を築く。気になる情報には迅速に対応。
- ・ 気軽に相談...日常生活の中での声かけ等日頃から気軽に相談できる環境をつくる。（人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止める。また、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとする。）

定期的な調査

- ・ アンケート Q-U
- ・ 生活アンケート
- ・ あそび調べ 等

相談しやすい環境づくり（相談窓口の周知）

- ・ いじめを訴えやすい体制を整備する。
- 校内...教育相談（年3回）
 - 学級懇談、面談、電話連絡（随時）等による保護者からの情報収集
 - 家庭訪問、個人懇談
 - なないろ相談日（スクールカウンセラーによる相談） 等
- 外部...市教委による相談
- 関係機関による相談 等

全教職員での情報共有

- ・ 職員朝礼や職員会議での児童に関する情報の連絡

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 児童理解の会

学期に1回は、全教職員で問題傾向を示す児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、主幹教諭、生徒指導主任、生徒指導副主任、特別支援教育コーディネーター・養護教諭による「いじめ防止委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。なお、話し合う内容によっては、委員会開催時に学年主任、担任、SC、SSW等を招聘する。

③ いじめ緊急対応会議

いじめが疑われる事案が見つかった場合には、「いじめ緊急対応会議」を開催して、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。「いじめ緊急対応会議」は、迅速に対応するため、管理職・主幹教諭・生徒指導主任・担任・学年会・養護教諭とする。

④ いじめ解消チーム

「いじめ緊急対応会議」が、いじめとして対応すべきと判断した場合、「いじめ解消チーム」を編成して対応する。メンバーは、管理職、主幹教諭、生徒指導主任、担任、学年会、養護教諭を軸としながら、必要に応じて、適切な人選を行う。状況に応じて、SC、SSW、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

(2) いじめ問題への組織的対応図（フローチャート）※1

5 いじめの早期解決に向けての取り組み

◆いじめの疑いがあるような行為が発見された場合

いじめが疑われる事象が、本人の訴え、「サイン」の発見、児童からの報告、保護者からの報告等であった場合、すぐに生徒指導主任に報告する。

いじめ防止対策委員会を開き、事実確認

生徒指導主任は、管理職に報告するとともに、いじめられていることを疑われるA児に対しての事実確認を行うように指示する。

いじめられていることを疑われる児童に対しての事実確認

学級担任と、学年主任または生徒指導主任の2人で本人からの事実確認を行う。

なお、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

留意点 ・A児には全く非がなく、責任がないことを伝える。

・誠意をもって真剣に取り組むことを伝え、安心感を持たせる。

・先入観を持たずに聞き、勝手に解釈や批判はしない。

・性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。

事実確認ができ次第、発見の報告があった当日中にいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。いじめであると判断された場合は、「いじめ認知」を行い、市教委へ報告するとともに、「いじめ緊急対応会議」を主幹教諭が招集する。

第1回いじめ緊急対応会議

◆いじめであると判断された場合

「いじめ緊急対応会議」以下の7点について具体的対応方針を決定する。

① いじめ解消チームの編成

○ 「いじめ解消チーム」を編成する。

② 被害児童、その保護者への対応について

- その日のうちに、担任と主幹教諭または生徒指導主任が家庭訪問し、保護者に事実関係を伝え、お詫びをし、学校全体で対処することを伝える。児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

③ 加害児童、その保護者への聞き取り、指導について

- 即座にいじめをやめさせる。その際、複数の教職員が連携し、組織的に対応し、再発を防止する措置をとる。必要に応じてSC、SSW、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- 複数の教職員が連携して組織的に、加害児童から個別に事実関係を聴取する。
- 事実関係が明らかになった時点で、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。さらに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけについて

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

⑤ 全教職員への情報提供、共通理解について

- 具体的対応方針が決定次第、早急に、事実関係、これからの対応方針、具体的な対応方法、「いじめ解消チーム」について共通理解するための緊急職員会議を開催する。
- 「いじめ解消チーム」が対応していることについては、こまめに全教職員に情報提供を行い、常に共通理解を行い、常に共通の意識を持つようにする。

⑥ 出雲市教育委員会、関係諸機関との連携について

- 教頭を窓口として市教委、関係諸機関と密接に連携を行い、指導、助言を仰ぐ。
- マスコミ対応が必要な場合は、教頭のみが窓口となり、他の教職員から情報を出さないことを留意する。
- ⑦ 保護者・地域への情報提供について
 - 全保護者、地域への情報提供の必要性、提供方法については、教職員、PTA会長他関係保護者、地域学校運営理事長他、関係機関とともに十分に検討して決定する。

◆いじめであると判断する材料が不足している場合

関係者の協力を得ながらさらに事実関係の把握を行う。その上で第2回目の会議を開き、再び判断を行う。

◆いじめの解決宣言

- いじめが解消している状態とは、次の2つの条件が満たされているものとする。
 - (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間については3か月を目安とすること。
 - (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害者が心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。
- 校長は、いじめが解決したことを判断する。
- 校長は、職員会議で「今回のいじめは、解決しました。」と宣言する。この宣言が出されるまでいじめ解消に向けての取り組みは継続される。
- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではない。被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

◆いじめ早期対応図 ※2

6 重大事態に向けての取り組み

(1) 重大事態とは

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自死を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安にするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は日数にかかわらず、適切に判断する。

(2) 重大事態の報告

①出雲市教育委員会

すぐに出雲市教育委員会に報告し、必要な指導・支援を受ける。

②出雲警察署

加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な成果を上げることが困難と考えられる場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、出雲市教

育委員会と相談のうえ、出雲警察署に相談をして対処を行う。

(3) 重大ないじめ事案の対応図 ※3

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する取り組み

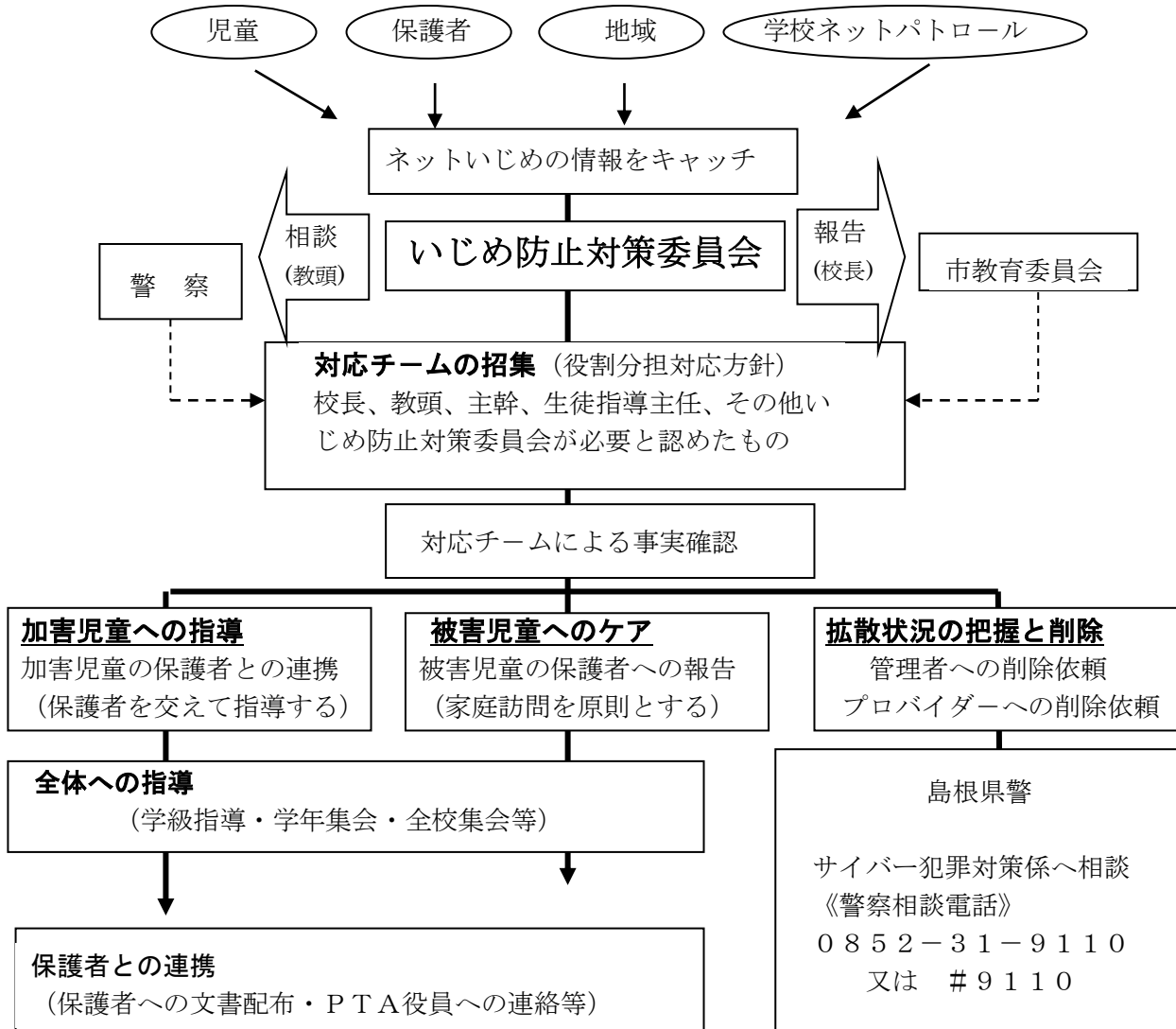
(1) ネット上に不適切な書き込み等があったことを発見した場合

被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

○プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

○出雲市警察署、駅前交番に通報し、適切な援助を求めるとともに、必要に応じて法務局または地方
法務局の協力を求める。

【対応手順】



(2) 早期発見のために

○児童生徒が悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の
取り組みについて周知する。

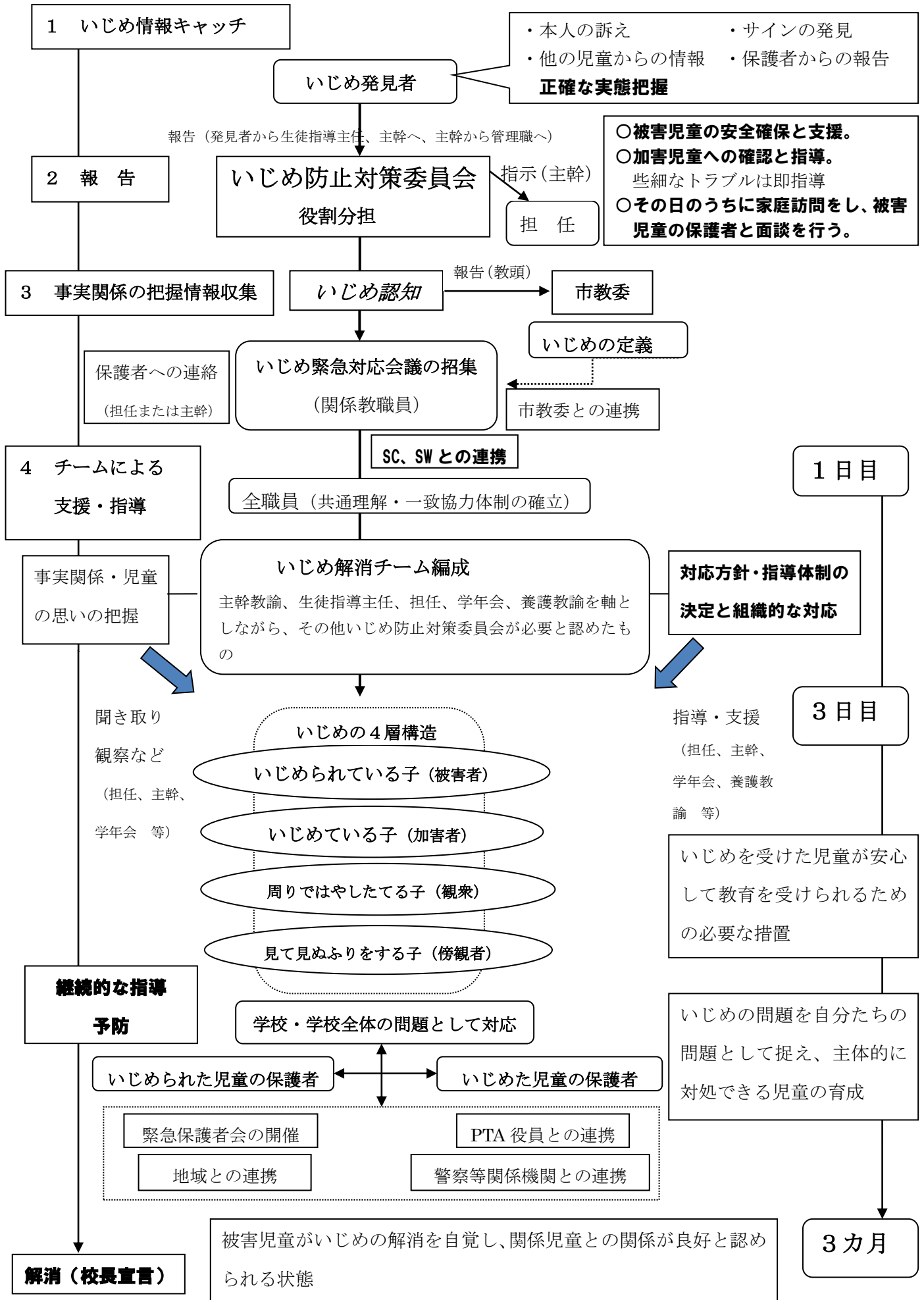
(3) インターネットの適切な利用について

LINE などの SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなど
については、大人の目に触れにくく、発見しにくいことが考えられる。

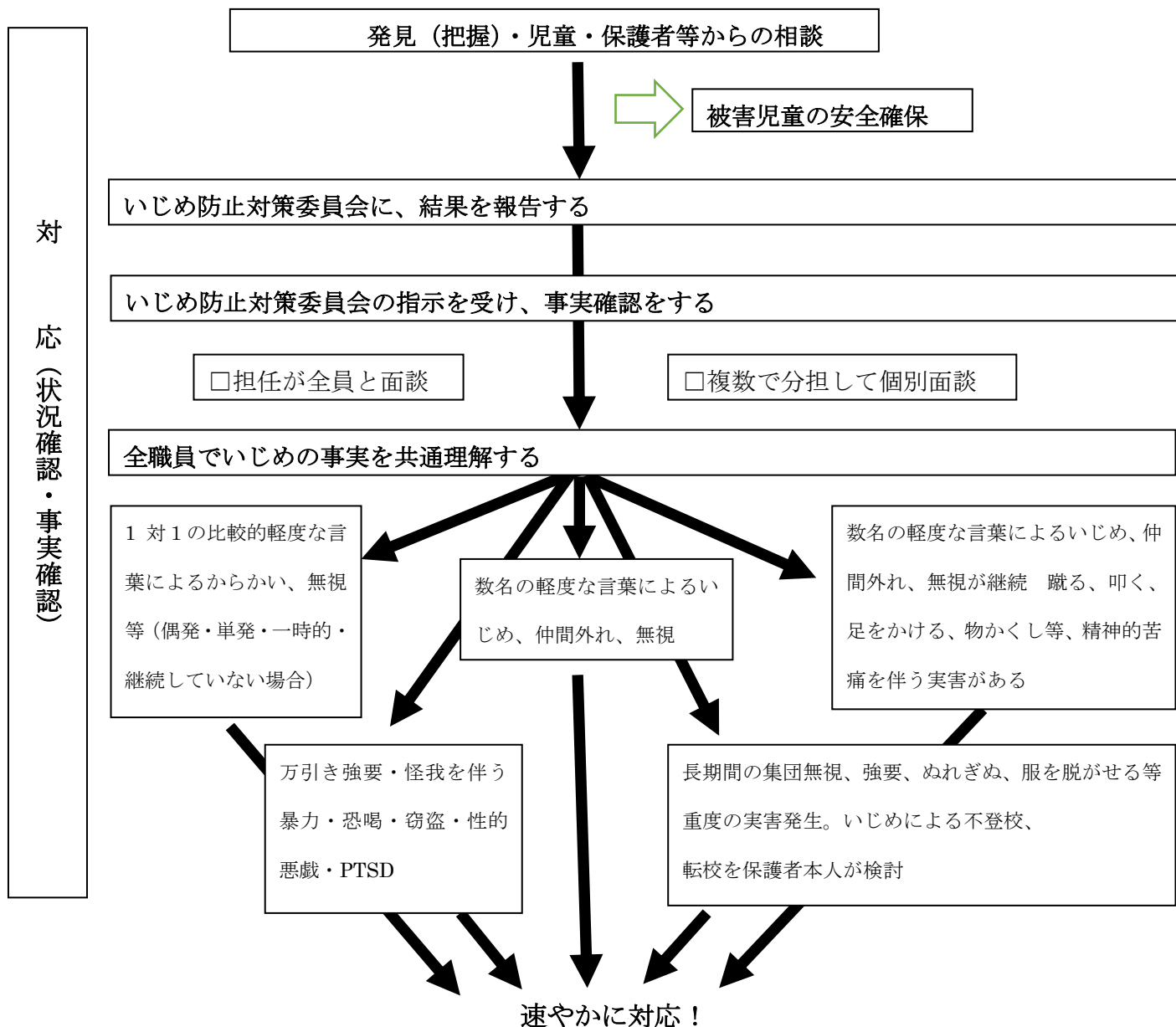
そこで、次の対策を積極的に推進する。

- ① 子どもたちの携帯電話、インターネット利用状況を把握するためのアンケートを行う。
- ② 子どもたちへの情報モラル教育を進める。
- ③ 保護者への情報提供、研修会を通して理解を求めていく。

※1 いじめ問題への組織的対応

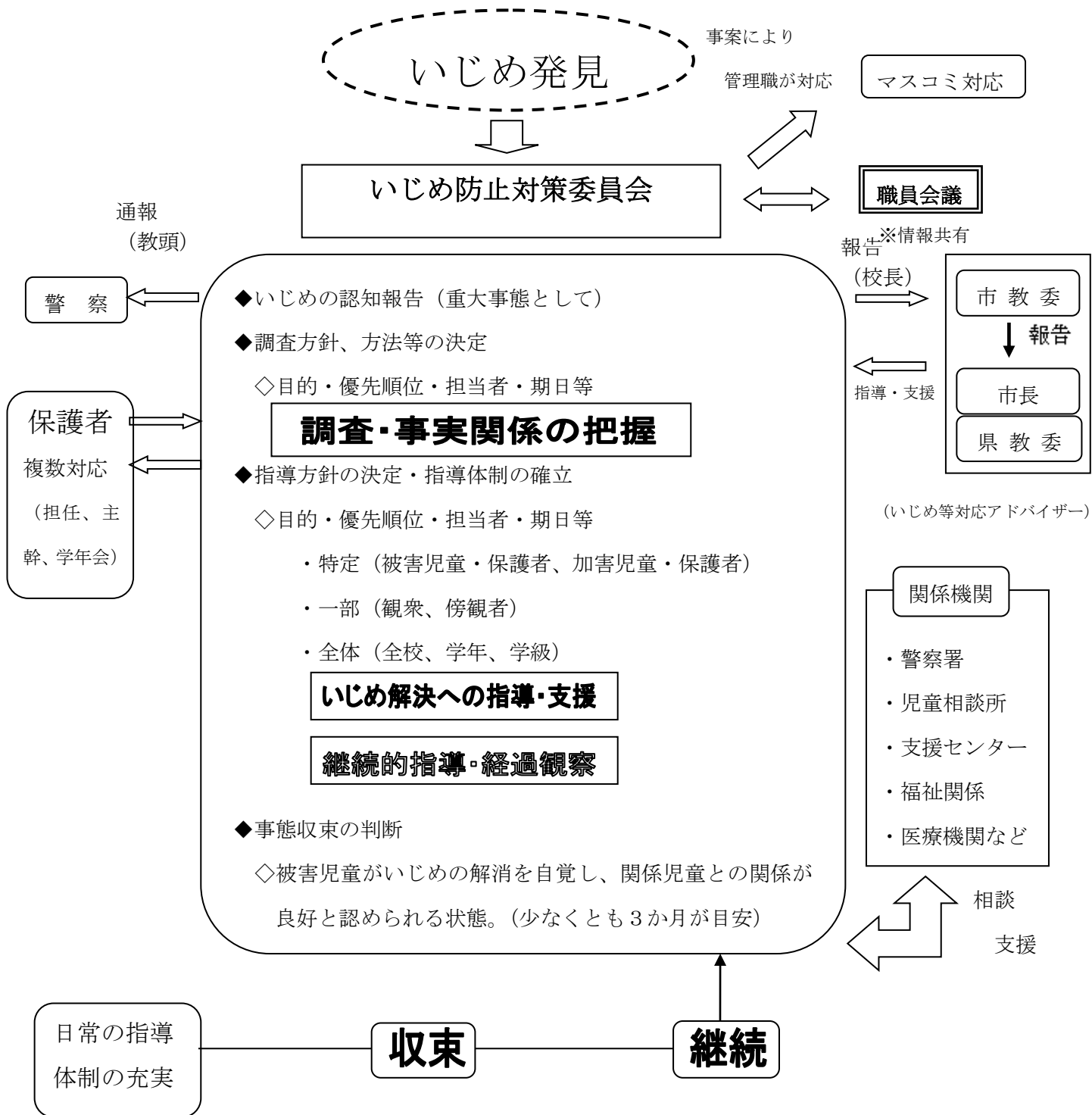


※2 いじめの早期対応図



- 面談の基本スタンス**
「傾聴」、「共感的理解」、「適応へのサポート」
- 被害児童への基本スタンス**
- ・先入観をもたずに聞き、勝手に解釈や批判はしない
 - ・性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ
 - ・保健室や相談室など危機を回避できる時間・場所を提供する
 - ・話はその子との関係が良好な教師が対応する方が望ましい
- 把握したい事実関係**
- ①いつ頃からか、②誰がどんな行為をしたか、③そのときどう感じたか、④今どう思っているか、⑤周りの子どもたちの様子はどうか
- ※事実関係の把握のみに固執し事情聴取にならないよう配慮
- 加害児童への基本スタンス**
- ・いじめの行為やその時の気持ちを受容的に聴く（理詰めで追い詰めることは避ける）
 - ・気持ちを十分聴く中で自らの行為の不当性に気づかせよい方向に導く

※3 重大ないじめ事案への対応図



IX 年間指導計画

月	主な内容	月	主な内容
4	・いじめ防止に関する説明と共通理解 (職員会議・校長) ・家庭訪問 (コロナ対応のため実施はしない)	10	・児童理解と情報交換② (生徒指導職員会議・全教職員)
5	・児童理解と情報交換① (生徒指導職員会議・全教職員)	11	・人権教育教職員研修② (職員会議・人権教育主任) ・アンケートQ U ※事例研修
6	・教育相談の実施 ・アンケートQ U	12	・体罰根絶に関わる研修 (職員会議・教頭) ・個人面談 ※ワークショップ型研修
7	・人権教育教職員研修① (職員会議・人権教育主任)	1	・児童理解と情報交換③ (生徒指導職員会議・全教職員) ・学校教育に関するアンケート (学校評価)
8	「いじめ防止基本方針」の見直し (生徒指導部会→企画会→職員会議)	2	・いじめ防止対策外部委員会 (学校関係者評価委員会) ・「いじめ防止基本方針」の評価・見直し
9	・人権月間の取組 (人権集会・人権標語)	3	・今年度実施したことをもとに、次年度の指導計画 (案) を作成する。

【留意点】

※突発的事案が発生した場合は、迅速な対応と早期解決を目指し、必要に応じて会議を招集する。

【参考文献・参考資料】

- ◆いじめ防止対策推進法 平成 25 年 9 月 28 日施行
- ◆学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント (文部科学省HP)
- ◆生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり
「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A (国立教育政策研究所)
- ◆いじめ問題対応の手引き (改訂版)
～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～ (島根県教育委員会)
- ◆出雲市いじめ防止基本方針 (素案) (出雲市教育委員会)
- ◆いじめの構造を破壊せよ 向山洋一著 (明治図書)
- ◆船橋市立習志野台中学校「学校いじめ防止基本方針」
- ◆いわき市立好間第三小学校における「学校いじめ防止基本方針」
- ◆いじめの防止等のための基本的な方針 八洲学園高等学校
- ◆高松市立十河小学校いじめ防止基本方針
- ◆国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定ポイントについて (文部科学省)